

季刊

労働おきなわ

2010 Winter

No.112



「労働おきなわ」112号 (琉球労働から通巻186号)

2010年12月28日発行

編集・発行／沖縄県観光商工部雇用労政課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098) 866-2366

FAX(098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人／湧川盛順

印刷所／赤道印刷(有)

〒904-2245 うるま市字赤道247-9

TEL(098) 973-3383

FAX(098) 973-0878

沖縄県観光商工部雇用労政課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

◆ Relay Essay

沖縄県労働局雇用均等行政推進員 大城 貴代子	1
◆ 平成22年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況	2
◆ 平成22年度働き方を考えるセミナー	3
平成22年度沖縄県建設雇用改善推進大会	4
勤労青少年リーダー研修会	4
平成22年度沖縄県優秀技能者等表彰式	5
平成22年度前期技能検定合格証書交付式	5
◆ INFORMATION	
沖縄県の最低賃金	6
一般事業主行動計画の策定・届出・公表等	8
総合労働相談（平成22年度上半期）	10
地域巡回マッチングプログラム事業「合同説明会・面接会」	12
BPO人材育成モデル事業	13
◆ 労働相談	14
◆ 不当労働行為の救済制度について	15
◆ 労働日誌	16
◆ 労働経済指標	17



◆表紙の写真

表紙の写真は、伊平屋島のシンボルである念頭平松です。高さ約8m・枝張り25mという見事な枝ぶりの琉球松です。

1990年には「新日本の銘木100選」にも選定され、県の天然記念物にも指定されており、周辺は公園として整備され人々の憩いの場となっています。

写真提供：伊波行之介



均等法25年を振り返って ～シングルライフを生きる～

沖縄労働局雇用均等行政推進員
大城 貴代子

「青年は未来を語り、老人は過去を語る」と亡くなった夫が好んで使っていた言葉である。

私もいよいよ老人かと思いながら、男女雇用機会均等法の成立から今年は25年の節目に当たり、この間の女性労働を振り返りこれからのシングルライフの老後を考えたい。

仕事を辞めない沖縄の女性

「仕事は結婚までの腰掛け」が当たり前の1965年、夫持ち・子連れで琉球政府職員として再就職、面接では「女性は採らない」と言われショックだった。女性は結婚で1/3、出産で1/3、子供の入学で1/3が辞めていくといわれていた。女性の勤続年数をいかに延ばすかが課題で、その背景に家事や子育て・介護などの家族的責任が女性に重くのしかかっている事などは斟酌されていなかった。しかし、沖縄の女性は違っていた。結婚後も働き続け、女性が辞めてくれないと経営者はばやき、他県からは不思議がられた。

労組婦人部も、生理休暇などの母性保護や労働権の確立がメインスローガンだった。

男女平等や女性の積極的登用を掲げはじめたのは、「国連婦人の10年」世界規模での女性たちの闘い、とりわけ総評婦人部を中心とした雇用平等法制定の運動からであった。

均等法から男女共同参画基本法へ

女性差別撤廃条約の批准、実効ある雇用平等法を創ろう！女性たちは「保護も平等も」、募集から採用、昇進、定年まで雇用の全ステージでの差別禁止を求めて全国的な運動を展開、私も女性初の組合専従になり駆け回った。1985年、不満を残しながらも「男女雇用機会均等法」が成立、職場復帰をした私は労政課で均等法の啓発事業を担当した。

その後、育児休業法が制定され、働く女性をとりまく労働法制は大きく進展、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）で会社が変わり、社会が変わると。そして、今や知事までも育児休業を取得、「イクメン」が推奨される時代になった。

一方国は、2020年までに女性の管理職30%の達成を目指しているが、県内の企業における女性管理職が少ない理由は、「知識や経験、判断力を有する女性がいない」「在籍年数を満たしていない」「女性が希望しない」「勤続年数が短い」「家事・育児と仕事の両立困難」等々に吃驚。かつて女性の積極的登用を要請した時と同じ回答を見たようで、均等法はまだ道半ばを痛感。政治の場へのクオーター制の導入が急がれる。

21世紀はおばあさんの時代

我が国、いや沖縄は世界の最長寿県である。65歳以上の高齢者で配偶者のいない女性の割合は55%と、半分以上がおひとりさま。晩婚・非婚化、離婚の増加や少子高齢社会にあって、夫や子供を当てに生きていけない。家事のできない男性の老後もみじめかもしれないが、女性の老後の頼りはやはりおカネ！時間はあっても最低の生活空間とシングルライフを楽しめるだけの財がなければ長い老後を過ごすことは困難。遺産や子供に頼らず、自分の年金で暮らすには、女性も仕事と生活の両立ができる職を持つことだ。

第3次男女共同参画基本計画策定では、世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行が検討されている。仕事と子育て介護を終えて、今やっと自分のシングルライフを手に入れることができた。これも「均等法」を闘った自分へのプレゼントかと勝手に解釈している。

平成22年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況

平均妥結額 438,214円 平均要求額 557,176円

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成22年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況の結果をまとめた。この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業176社を対象に、7月31日時点での要求妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、126社から回答が得られ、要求・交渉のあった100社のうち、妥結に至った企業は89社で、妥結率は89.0%となっている。
- ◇ 平均妥結額は、438,214円で、平均要求額は、557,176円となっている。
ベース平均賃金236,725円に対し、夏季一時金妥結額は、1.85月分となっている。
これを昨年と比較すると、要求額で20,248円減、妥結額では708円増となっている。
なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業同士で比較すると、今年451,905円、前年450,515円となり、1,390円増、0.3%の増となった。
- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「金融・保険業、不動産業(701,761円)」、「情報通信業(616,017円)」、「教育、学習支援業、医療、福祉(599,293円)」などの順となっている。
逆に低い産業は、「複合サービス業、サービス業(229,685円)」、「宿泊業、飲食サービス業(245,285円)」、「金属製品製造業(332,450円)」などの順となっている。

平成22年夏季一時金要求・妥結状況（企業規模1,000人未満）
(平成22年7月31日現在)

事項 産業区分	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
	集計対象全企業数 社	ベース平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前年も妥結した企業数 社	本年の妥結額 円	前年の妥結額 円
全産業計	89	236,725	438,214	557,176	84	451,905	450,515
製造業計	21	236,668	461,402	565,166	20	480,990	488,782
食料品・たばこ	14	237,540	459,077	573,271	13	489,034	501,579
化学	3	221,297	445,087	524,580	3	445,087	453,723
石油・石炭製品	1	×	×	×	1	×	×
窯業・土石製品	1	×	×	×	1	×	×
金属製品	2	209,058	332,450	403,500	2	332,450	295,050
建設業	5	215,046	386,294	465,834	4	429,892	381,917
電気・ガス・熱供給・水道業	5	234,654	539,570	566,472	5	539,570	528,621
情報通信業	7	292,091	616,017	778,090	7	616,017	612,293
運輸業、郵便業	23	224,734	342,687	552,839	20	356,116	371,548
卸売・小売業	14	218,744	410,086	476,315	14	410,086	398,178
金融・保険業、不動産業	5	280,650	701,761	707,423	5	701,761	608,559
宿泊業、飲食サービス業	4	211,919	245,285	312,565	4	245,285	258,317
教育、学習支援業、医療、福祉	3	293,861	599,293	688,390	3	599,293	614,061
複合サービス業、サービス業	2	220,766	229,685	437,881	2	229,685	343,562

1、数値は単純平均である。

2、×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

平成22年度働き方を考えるセミナーが開催されました

去る11月10日(水)、沖縄県立博物館・美術館にて、働き方を考えるセミナー(主催:沖縄県、(財)21世紀職業財団沖縄事務所)が開催されました。NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事の安藤哲也氏を講師に迎え、「仕事・育児・人生を笑って過ごそう!」と題してご講演いただきました。

3人の父親である安藤氏は、以前、大手企業に勤め、家庭を顧みず働きづめの生活を送っていたが、ある日娘に「パパ、最近笑っていないね。」の一言で辞職を決意し、今までの働き方を見直し、家事や育児を積極的に行うなど、家族と楽しめる生活に切り替えました。家事や育児を義務と考えず、主体的に取り組むことで、妻や子供からも信頼され、自分自身の生活も楽しくなったと語り、「父親を支援することが、最大の母親支援であり、それが子供の成長にも寄与する。」と訴えられました。

安藤氏は、日本の父親の過酷な働き方を指摘し、「父親の意識改革だけではなく、企業側も働く環境を変えなければいけない。父親も子供の保育園のお迎えに行けるような働き方が望ましい。」と呼びかけました。

最後に、「家庭が安定したら、仕事もはかかる。社員の幸せ力が企業の生産性を高め、業績に直結する。これから企業はWLBを経営戦略と考える企業が生き残る。」と力を込めました。

実体験に基づいた安藤氏の話は、分かりやすく説得力があり、参加された皆さんには、終始、熱心に聞き入っていました。本セミナーにより、育児や家族の大切さを再確認でき、自分の生活や働き方にについて考える、良い機会になることができたと思います。



「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」 6社を認証!

従業員等のワーク・ライフ・バランスを実現する多様な働き方の整備に積極的に取り組む企業を認証し、県がPRする「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」として新たに次の6社に対する認証書交付式が行われました。取り組み内容は下記のとおりです。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 第17号 大和リース(株) 沖縄営業所 | 従業員数 24名 |
| 2 第18号 (株)りゅうせき | 従業員数 299名 |
| 3 第19号 (株)琉球ネットワークサービス | 従業員数 141名 |
| 4 第20号 琉球ジャスコ(株) | 従業員数 68名 |
| 5 第21号 医療法人 愛和会 | 従業員数 173名 |
| 6 第22号 株式会社 德里産業 | 従業員数 24名 |

沖縄県では、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発および労働者福祉の推進のため多くの企業を認証し、紹介していきます。詳しくは雇用労政課のホームページをご覧ください。

—「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」認証申請事業所受付中!!—

平成22年度沖縄県建設雇用改善推進大会が開催されました

「建設雇用改善推進月間」(毎年11月)の一環として、11月9日(火)に平成22年度沖縄県建設雇用改善推進大会が開催されました。「安心と誇りが仕事の活力」をスローガンに、第1部に優良事業所等の表彰を行い、第2部に興南学園理事長・興南高校野球部監督の我喜屋優氏が「目に見えないところに大きな力がある」と題し講演を行いました。

受賞者は次のとおりです。



■沖縄県知事表彰

【建設雇用改善優良事業所】

(株)内間土建 代表者 内間 司
(株)丸政工務店 代表者 上原 恵子

■独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

【建設業退職金共済制度普及事業所】

金城電気工事(株) 代表者 吉濱 武
南部舗道(株) 代表者 山城 一三

■社団法人沖縄県建設業協会長表彰

【建設雇用改善優良事業所】

(株)大蔵建設 代表者 下地 米蔵
(株)仲鶴土建 代表者 仲本 義光
(株)崎元組 代表者 崎元 永文

【優良若年建設従事者】

具志堅 豊 (株)金城キク建設
他 15名

主催：(社)沖縄県建設業協会
後援：沖縄県、沖縄労働局
(独)雇用・能力開発機構沖縄センター

勤労青少年ビジネス交流会が開催されました

去る11月16日、カルチャーリゾートフェストーネ(宜野湾市)にて平成22年度勤労青少年ビジネス交流会が開催されました。コミュニケーションカウンセラーの吉田文子さんを迎えて、「コミュニケーションスキルUP講座」と題してご講演いただきました。

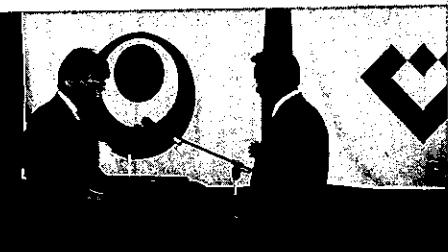
「誰もが良好な人間関係を築きたいと願うものですが、良好な関係は“相手を思いやる気持ち”だけではどうにもなりません。やっかいな人間関係に対処したり、自分の思いを伝えるには、それを言葉やしぐさ、表情に託して伝えなれば相手には伝わりません。今は人間関係に自信がない人も、人間関係はスキル、練習次第で上達すると考えて頑張って欲しい。」と話され、自分の考えを整理して相手に伝えるスキルや、ロールプレイやグループワークを通して物事を多面的に見る大切さについて解説されました。



平成22年度沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県、県職業能力開発協会との共催により「平成22年度沖縄県優秀技能者等表彰式」を11月26日(金)に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。

沖縄県優秀技能者等



当日は、上原副知事が出席し、優秀技能者等表彰に引き続き職業能力開発協会表彰、卓越した技能者(現代の名工)及び技能検定功労者による厚生労働大臣表彰受章報告を行い、延べ28人の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して池原竹子氏(製織業)があいさつを行いました。

平成22年度前期技能検定合格証書交付式

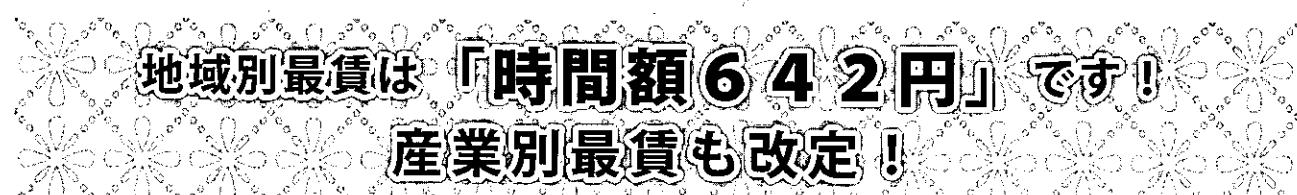
去る11月12日(金)に沖縄県庁にて「平成22年度前期技能検定合格証書交付式」が行われました。

技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

合格者は、1級169名、2級74名、3級318名、単一等級22名で合格者合計は583名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者(技能士)の累計は17,994名で、等級別では特級が23名、1級7,636名、2級6,349名、3級3,287名、単一等級699名となりました。





沖縄県の地域別最低賃金は、平成22年11月5日より13円引き上げられ「時間額642円」となりました。

また、特定（産業別）最低賃金（肉や乳製品製造業など「畜産食料品製造業」、製糖業など「糖類製造業」、コーラ、泡盛製造業など「清涼飲料、酒類製造業」、百貨店・総合スーパーなど「各種商品小売業」、自動車販売の「自動車（新車）小売業」、そして「新聞業」）も別表のとおりそれぞれ改定されます。

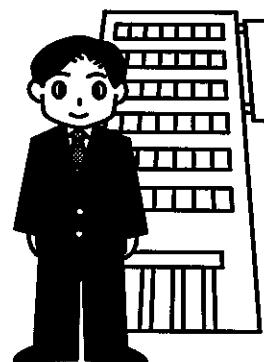
生活賃金の底上げを目指す労働者側、経営の危機的状況を危惧する使用者側、その調整役としての公益側の3者委員で構成される「最低賃金審議会」において、それぞれの立場から慎重に論議した結果の引上げです。とりわけ地域別最賃は九州各県の動きや、全国の経済的状況などを考慮する中、13円の引上げとなりましたが、時間額「642円」で佐賀県、宮崎県、長崎県、鹿児島県、そして島根県、鳥取県、高知県の8県が同額最下位で並ぶ結果となりました。

上記のとおり、最賃は「地域別」と「産業別」がありますが、その両方が適用される場合は、当然、高く設定された特定（産業別）最賃額を適用します。

なお、賃金と最賃額との比較方法については、ウェブサイト「最低賃金制度」で検索、確認ください。また最寄りの労働基準監督署の窓口で直接ご相談することもよろしいでしょう。

沖縄県最低賃金（時間額「642円」）をみんなで守りましょう。

また、みんなで守らせるようにしましょう。



沖縄労働局労働基準部 賃金室



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

■ 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
沖縄県最低賃金	時間額 642 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下記の特定（産業別）最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成22年11月5日

■ 特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生年月日
畜産食料品製造業	時間額 668 円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成22年12月5日
糖類製造業	時間額 676 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成22年12月8日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 671 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成22年12月4日
新聞業	時間額 737 円	○新聞業	平成22年11月26日
各種商品小売業	時間額 664 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成22年11月28日
自動車（新車）小売業	時間額 666 円	○自動車（新車）小売業	平成22年11月27日
適用除外		ただし、次に掲げる者は(2)の特定（産業別）最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	

- ◆ 最低賃金に算入されない賃金 … ①精勤手当、通勤手当及び家族手当 ②臨時に支払われる賃金
 ③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ④時間外、休日労働割増賃金等
- ◆ 特定（産業別）最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。（各種商品小売業の場合は、「当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所」の部分を除く）
- ◆ 最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室（電話(098)868-3421）又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 沖縄労働基準監督署 名護労働基準監督署 宮古労働基準監督署 八重山労働基準監督署
電話(098)868-8033 電話(098)982-1263 電話(0980)52-2691 電話(0980)72-2303 電話(0980)82-2344

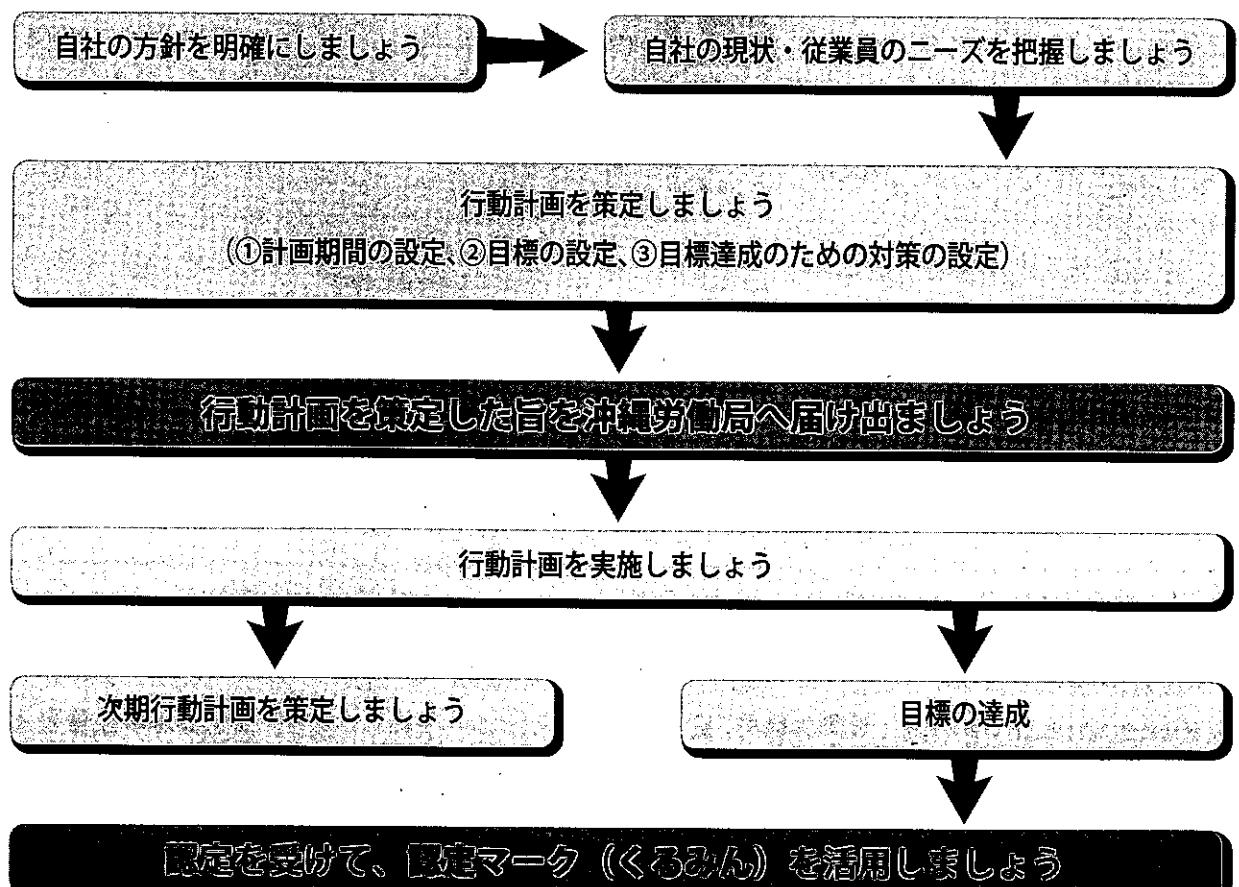
沖縄労働局・労働基準監督署

平成23年4月1日より 従業員が101人以上の事業主の皆様へ
一般事業主行動計画の策定・届出・公表等が義務化されます

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、「次世代育成支援対策推進法」では、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援をすすめていくこととされており、現在、従業員が300人を超える企業には、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに沖縄労働局に届出・公表等をすることが義務となっています。（300人以下の事業主については努力義務）

平成23年4月1日からは、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出義務が101人以上の事業主に拡大されます。
※ 101人以上の事業主においては、働きやすい職場環境づくりを目指して、義務化となる平成23年4月1日までに届出ができるよう、早めの行動計画策定のご準備をお願いします。

.....行動計画の策定、実施及び認定を受けるまでの流れ.....



企業のイメージアップを

行動計画を策定、取組を実施し、一定の要件を満たした場合には、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けると右のマークを求人広告や自社の商品などにつけることができ、対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



行動計画の内容

計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 企業の実情に応じ、1回の計画期間は2～5年で設定することが望ましい 認定を受けるためには、計画期間が2～5年であることが必要 <p>※ 次世代法は、平成27年3月31日まで継続しますので、計画期間が満了した場合は、それまでの届出状況を点検した上で、新たな行動計画を策定し、その旨を沖縄労働局に届け出る必要があります。</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> 企業の実情に応じて設定（複数設定可） 従業員のニーズを踏まえたものであること 現状より少しでも労働環境をよくするもの 達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい <p>※ 認定を受けるには、雇用環境の整備に関する項目が入っている必要があります。</p>
目標達成のための対策とその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> いつまでに、どのようなことに取り組むかを具体的に記述する <p>※ 認定を受けるには、行動計画に設定した目標を達成している必要があります。</p>

届出の流れ

- 「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号2枚綴り）に必要事項を記入し、沖縄労働局雇用均等室（下記）まで郵送又はご持参下さい。
- 後日、受理した「一般事業主行動計画策定・変更届」写しをご返送いたします。

一般事業主行動計画の策定・届出・公表等及び認定に関することについての
お問い合わせは 沖縄労働局雇用均等室 まで

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階
TEL (098) 868-4380 FAX (098) 869-7914

※「一般事業主行動計画策定・変更届」様式：沖縄労働局ホームページに掲載
(様式のダウンロード⇒次世代関係)

『助言・指導』『あっせん』申請件数が過去最高件数に

総合労働相談コーナーの利用状況について(22年度上半期)

平成22年度上半期(4月～9月)に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナー等に寄せられた総合労働相談・個別紛争相談件数は、平成21年度上半期をピークに2期連続して減少となった。逆に、解決を図る「助言・指導」「あっせん」制度の申請件数は増加し、半年毎の件数としては各々制度発足以来の最高件数となった。

1. 総合労働相談件数 : 4,512件 (対前年同期比9.9%減)
2. 個別労働紛争相談(民事労働紛争) : 1,365件 (対前年同期比16.7%減)
 - ▶ 労働局長の助言・指導 : 142件 (対前年同期比37.9%増) 注
 - ▶ 紛争調整委員会によるあっせん : 60件 (対前年同期比71.4%増)

県内総合労働相談コーナー

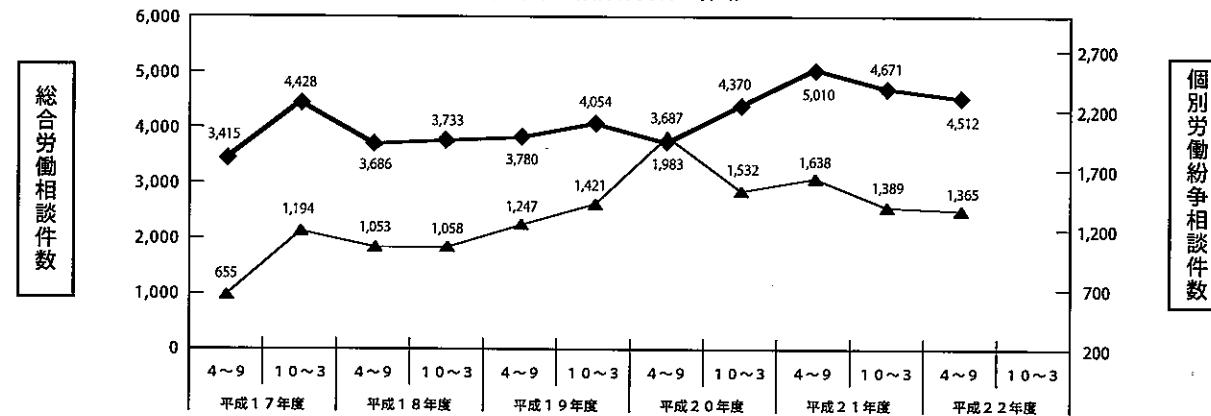
局 : 098-868-6060 那覇 : 098-868-8008 沖縄 : 098-982-1400
名護 : 0980-52-2691 宮古 : 0980-72-2303 八重山 : 0980-82-2344

注 平成21年度上半期助言指導件数は86件として公表されたが、その後報告漏れが判明し、確定数字は103件となったもの。

I 相談受付状況

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成22年度上半期の労働相談は、4,512件(対前年比498件減、9.9%減)となり、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」は、1,365件(対前年比273件減、16.7%減)であった。

第1図 相談件数の推移



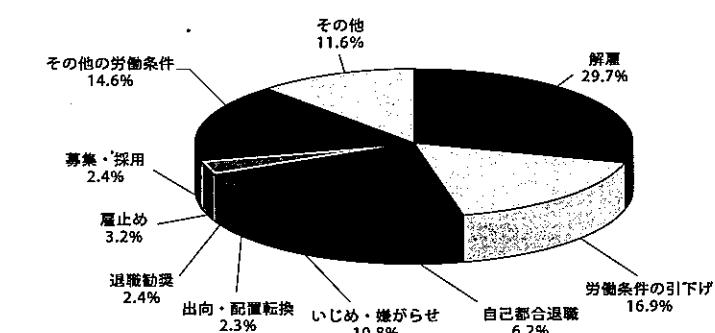
【総合労働相談の内容等】

- (1) 労働相談の種類別割合は、①「法令、制度の問い合わせ」が51.0%、②「個別労働紛争相談」が30.2%、③「法施行事務」が14.8%、④その他が4.0%であり、比率に大きな変化は見られない。
- (2) 労働相談の内容別割合は「労働条件関係」が83.5%と大部分を占めている。

II 民事上の「個別労働紛争相談」の内容

- (ア) 相談者の種類では、「正社員」が612件(44.8%)と最も多い。
 (イ) 紛争の内容では、①「解雇関係」が405件(29.7%)、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が231件(16.9%)が多く、続いて③「いじめ・嫌がらせ」が148件(10.8%)、④退職理由等の「自己都合退職」が84件(6.2%)の順であった。

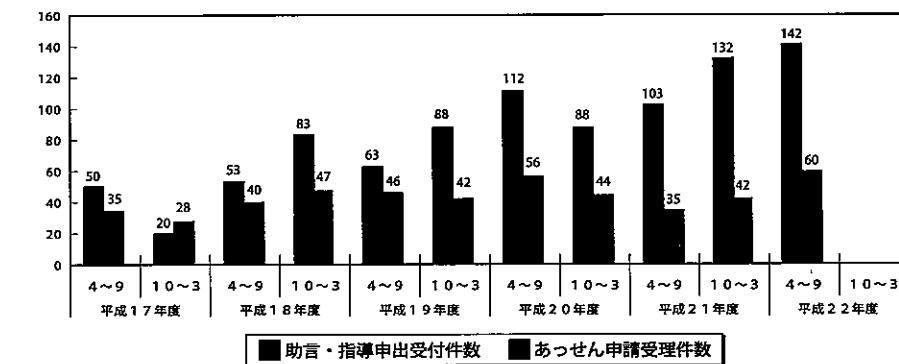
第2図 民事上の個別労働紛争相談の内訳



III 労働局長による「助言・指導」とび紛争調整委員会による「あっせん」の状況

「助言・指導」の申出受付件数は、142件(対前年同期比39件増、37.9%増)、「あっせん」の申請受理件数は、60件(対前年同期比25件増、71.4%増)であった。半年毎の件数では、いずれも最高件数となった。

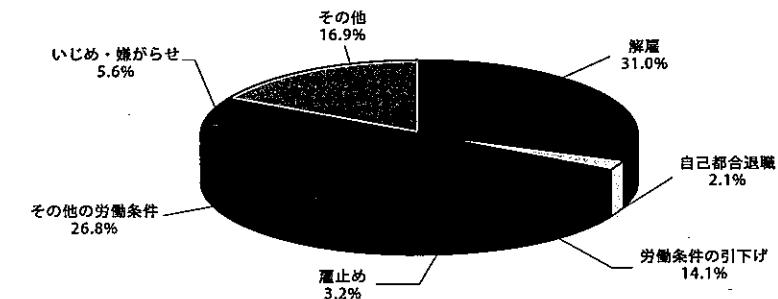
第3図 助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数



1 労働局長による助言・指導の状況

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が44件(31.0%)、②「労働条件の引き下げ」が20件(各14.1%)、③「いじめ・嫌がらせ」が8件(5.6%)、であった。
 また、申出人の内139件(97.9%)が労働者であり、労働組合のない事業場は108件(76.0%)であった。

第4図 助言・指導申出内容の内訳



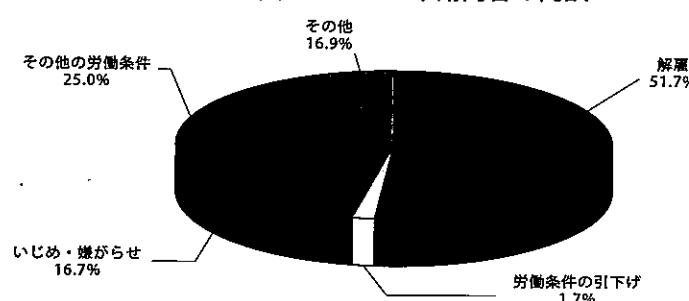
「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、147件（前年度受理6件を含む）で、そのうち助言・指導を実施した件数は143件（解決84件：解決率58.7%）であった。処理に要した期間は、1ヶ月以内が145件、98.6%であった。

2. 紛争調整委員会によるあっせんの状況

あっせんの申請の主な内容は、①解雇が31件（51.7%）、②いじめ・嫌がらせが10件（16.7%）であった。

また、申請の内、申請人は労働者から57件（95.0%）、事業主から3件（5.0%）であり、労働組合のない事業場は52件（86.7%）であった。

第5図 あっせん申請内容の内訳



あっせんの手続きを終了した件数は54件（前年度受理を含む）で、このうち合意が成立したものは11件（解決率：20.3%）、あっせんを打ち切ったものは37件（68.5%）であった（参加率：11件、20.3%）。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が53件（98.1%）、1ヶ月超え2ヶ月以内が1件（1.9%）であった。

平成22年度地域巡回マッチングプログラム事業 『合同就職説明会・面接会』

※本事業は県内各地域を巡り、地元で働きたい求職者と人を雇いたい求人企業のマッチング機会を増やす沖縄県主催の就職促進事業です。

日 程	場 所
1月15日(土)	嘉手納町中央公民館
1月21日(金)	沖縄市民会館
1月29日(土)	与那原町社会福祉センター
2月5日(土)	21世紀の森体育馆(名護市)
2月12日(土)	沖縄産業支援センター「医療・福祉・介護・保育業界特化型」
2月18日(金)	浦添市てだこホール
3月4日(金)	大川公民館(石垣市)
3月5日(土)	宮古島マリンターミナル(宮古島市)
3月12日(土)	沖縄産業支援センター(那覇市)

☆各会場の会場時間は、13:30～17:00です。

■参加無料 ■すべての求職者対象 ■入退場自由 ■履歴書不要（面接希望の方は履歴書持参をお勧めします）

※上記の日程は、11月17日現在のものです。

会場案内図や参加企業などの最新情報は、事務局またはホームページをご確認下さい。

事務局（マッチポイント）098-861-2773（平日/9:30～17:30 土日祝・年末年始休み）

ホームページ <http://mp-okinawa.jp> 「巡回マッチング」で検索！



新たなビジネスモデルを知り活躍できる場所を広げよう！

BPOという業務をご存知ですか？

BPO【ビジネス・プロセス・アウトソーシング】とは経営手法や業務処理の手段を指す用語で「企業が情報システムの運用とともに、自社が持つ間接業務のビジネスプロセスを、外部の専門業者にアウトソーシングする事」です。

外部委託する企業

労務・経理・WEB etc
間接業務の処理を
外部の専門業者へ委託

※ビジネスプロセス・業務処理または工程 ※アウトソーシング・委託または受託



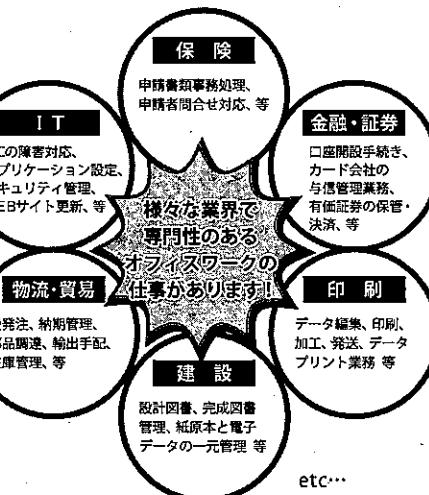
業務受託する専門業者

受託した業務処理を行い
委託先へサービスを提供
※企業グループ内でその業務を集めた
専門会社を設立するケースも多い

新たなオフィスワークとして
広がりをみせるBPOは
沖縄県内でも

『注目のお仕事』です！

労務や経理などの部門がもつ給与計算・勤怠管理・決算管理など、日常的な業務が主なBPOの対象として考えられていますが、様々な業界で間接業務を外部にアウトソーシングする動きが広がっています。
業務範囲はその分野により専門性を帯びて、とても多様化しています。
この外部委託に対する需要の高まりから、受託企業も増加傾向にあり、沖縄県内でもBPOサービスを展開する新規企業の進出や既存企業の業務拡大・事業参入など動向が活発になってきています。



実践的な人材を育成 BPO人材育成モデル事業
(沖縄県委託)

「オフィスワーク講座」



専属スタッフが「働きたい」あなたを、
講座から面接、就職までサポートします！

事務 経理 金融 WEB 労務 その他

年7回開講

あなたの経験やスキルに応じて、「基礎講座」+「専門講座」、
「専門講座」のみのいずれかのコースを無料で受講できます



各回ともに 男女30名募集！

一般求職者・新卒者共に歓迎



「基礎講座（10日間）」ではPC基礎・顧客対応などオフィスワークについて学び
「専門講座（10日間）」で県内BPO企業の事務・経理・WEB・金融などの専門
分野について学んで頂きます！ ◎詳細は配布チラシ又は下記までお問合せ下さい。

■お申込・お問合せ先：沖縄県BPO人材育成モデル事業コンソーシアム事務局
(特定非営利活動法人 フロム沖縄推進機構内)

TEL:070-5691-3670 ※お問合せ時間/9:00～17:00 土日祝除く

賃金カットとチェックオフ及び組合員資格について

相談内容

就職3年を経過し来月から労組の会計を手伝う事になっているが、賃金カットとチェックオフの意味と仕組み、そして数名の管理職が非組合員だが、労働組合員の資格についても併せて教えて下さい。

相談回答

労働基準法第24条1項は、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならぬ」と定め、そして2項で「毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない」とあり、この事を前提に以下説明します。

1、賃金カットは、ストライキによる職場放棄や欠勤、遅刻、早退等、労働の提供がなされなかつた場合に、その限度において賃金請求権が発生せず（ノーワーク・ノーペイの原則）、その部分が賃金の支払いの際に支給額から控除されるものであります。また、賃金カットには該当しませんが、職場規律に違反した労働者に対する制裁として、労働者が受けるべき賃金の中から一定額を差し引く「減給の制裁」があります。

2、労基法第24条は、賃金の全額支払いの原則を規定していますが、その例外として、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては賃金の一部を控除して支払うことができる、とされています。そしてチェックオフは、使用者が賃金支払いの際に社員である労働組合員の賃金から組合費等を控除して、これを労働組合に引き渡すものであります。現在、わが国の労働組合の大半がこのチェックオフ協定によって、組合費のみならず、福利厚生を中心とした共済関係諸費用等の控除も併せて活用しています。ただ、このチェックオフに対しては、「組合費の徴収は本来組合の事務であって、これを会社に委任することは、労働組合のあり方として望ましいことではない」としたものがあります。（北海道地労委命令昭和33年不8号）

3、労働組合の組合員資格については、当該労働組合の規約等に定めるが、労組法第2条の但し書きで「使用者の利益を代表する者すなわち、役員や労働者の雇い入れや解雇昇進または異動に関する直接の権限を持つ監督的地位にある労働者」や「使用者の労働関係についての計画と方針機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者」等は組合員資格適用外となつており、従つて通常は、総務課長や人事課長及び労務課長等の管理職が非組合員として扱われている。

不当労働行為の救済制度について

不当労働行為とは

不当労働行為とは、憲法第28条が保障する労働者の団結権を実質的に保障するため、労働組合法第7条で使用者に対し禁止している次のような行為をいいます。

不当労働行為の類型

① 組合員であること等を理由とする解雇その他の不利益取扱い

- (例)・労働組合への加入、労働組合の結成又は労働組合の正当な行為を理由とする解雇、その他不利益な取扱い。
・労働組合への加入、又は労働組合からの脱退を雇用条件とすること等。

② 正当な理由のない団体交渉の拒否

- (例)・正当な理由がないのに団体交渉を拒否すること。
・団体交渉における対応が不誠実であること等。

③ 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助

- (例)・労働組合の結成や労働組合への加入に対する妨害、脱退勧奨をすること。
・労働組合の経費に経理上の援助を与えること等。

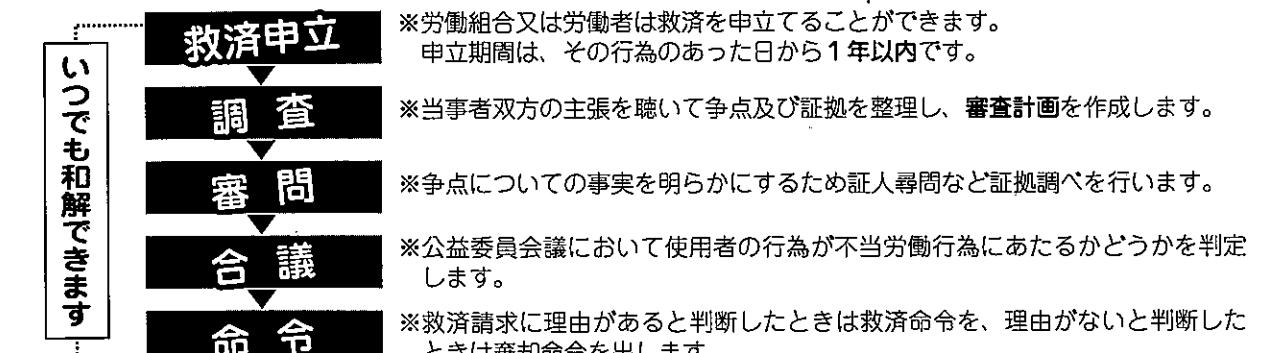
④ 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い

- (例)・申立てにより労働委員会が調査又は審問をしたことを理由とする不利益取扱い。
・労働委員会が行う労働争議の調整の際に、労働者が証拠の提示や発言をしたこと等を理由とする不利益取扱い。

不当労働行為の救済制度とは

労働者又は労働組合は、使用者による不当労働行為を受けた場合には、労働委員会に救済を申し立てることができます。労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認められる場合には、使用者に対してこれを是正する命令を出し、労働組合や労働者を救済します。

不当労働行為の審査の流れ



※命令書交付までの間、いつでも申立ての全部又は一部を取下げることができます。

※沖縄県労働委員会では、審査期間の目標を1年6月と定めています。

※審査に関する手続は無料です。

沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）

TEL: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554

ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

お問い合わせ先

平成 22 年度 下半期 労働日誌

県内労働情勢		沖縄県内外情勢
22年 7月	2010春季生活闘争第三次総決起集会	3 興南全国制覇、逆転初優勝 / 選抜高校野球大会
4月 20	普天間基地の県内移設断念を求める座り込み行動	6 中国、邦人1人の死刑執行 / 麻薬密輸罪
22	全国一斉相談ダイヤル (組合づくり)	8 屋良文雄さん死去 / ジャズピアニスト70歳
25 4.25	県民大会	14 中国地震の死者617人に / 中国西部の青海省
26 4.25	県民大会 東京要請行動	18 米軍基地移設反対集会 / 普天間代替に断固反対 / 徳之島住民半数結集
29	第81回沖縄県メーデー中央祭典	21 琉球銀行元行員、詐欺で逮捕 / 架空の名義、約1億5千万不正借り入れ
29	第11回久米島地区メーデー	25 普天間飛行場の県内移設に反対 / 県民大会に9万人以上結集
30	第81回メーデー北部地区大会	
5月 1	県労連第81回メーデー沖縄県集会	4 島山首相、県内移設表明 / 普天間の「公約」破棄
1	第81回メーデー宮古島地区大会	16 普天間基地包囲行動 / 1.7万人が返還要求
1	第81回メーデー八重山地区大会	18 口蹄疫「全国に感染拡大恐れ」 / 宮崎県が非常事態宣言
18	労災防止指導員連絡会議	23 島山首相、辺野古移設説明会 / 知事、強い遺憾の意
20	女性委員会総会	28 日米、「辺野古」合意 / 署名拒否の社民党の福島党首罷免
		30 社民党、連立政権離脱 / 3党連立政権は2党連立に変容
6月 4	労働行政相談員労組 定期大会	2 島山首相、退陣表明 / 普天間逃走で引責
9	国民平和大行進	4 新首相に菅直人氏
11	環境・エネルギー政策に関する国民対話集会	10 亀井郵政相、辞任せ / 郵政法案先送り反発
16	J P労組定期大会	11 託児所40分無人乳児死亡 / 石垣市内
23	平和行動 in 沖縄	14 球光喜ら65人野球賭博闇戦 / 相撲協会調査
26	沖教組第46回定期大会	20 宮里藍、世界1位 / 米女子ツアーワーク
29	第1回沖縄地方最賛議会	22 工場で車暴走11人死傷 / 広島のマツダ元期間従業員逮捕
		24 日本、決勝T進出 / サッカーワールドカップ
		28 高速道無料化の社会実験開始 / 県内も渋滞
		29 日本、PK戦惜敗 / サッカーワールドカップ
7月 1	2010年県産品奨励月間街頭パレード	6 NHK、野球賭博で / 名古屋場所 生中継せず
7	情報労連次起集会	11 民主大敗 過半数割れ / 参院選
9	連合おきなわユニオン 第9回定期大会	21 県事業棚卸し(事業仕分け)開始 / 3日間で100事業検証、「不要」計7件
20	みんなでグッショップ運動推進大会(県主催)	21 横田さん夫妻と初面会 / 金元朝鮮工作員
23	沖縄電力総連第29回定期総会	28 美ら島総体開幕 / 県内初開催
27	H22労働大学講座、「勤労青少年の日」記念講演会(県主催)	29 低周波被害を初認定 / 普天間爆音控訴審
8月 9	第2回最賛議会	3 泡瀬埋め立て再開へ / 反対派、市長へ不信感
13	砂糖制度・経営安定対策・さとうきび 要請	9 家族承諾 膜器提供へ / 20代男性 改正法で初
14	就職・生活・自立支援フォーラム	22 興南 甲子園春夏連覇
18	N T T 労組沖縄総支部第9回定期大会	22 宮里藍、日本人最多5勝 / 米女子ゴルフ年間勝利数
		27 日銀、追加金融緩和へ / 円高対策 首相、為替介入を示唆
9月 2	第3回最賛議会	2 不明100歳以上 戸籍8108人 県内32市町村
7	仕事と生活の両立促進セミナー	7 中国漁船、巡視船に接触 / 尖閣諸島 停船従はず
8	U I ゼンゼン同盟 第9回定期大会	8 糸満で不発弾2113発 農地探査中に発見
9	働く人の電話相談(産業カウンセラー協会) 街頭キャンペーン	8 鈴木議員 失職・収監へ / 衆参戦後4人目
10	沖縄国公労第47回定期大会	10 村木元局長に無罪 / 厚労省文書偽造
10	情報労連沖縄県協議会第35回定期大会	12 名護、与党が旺勝 / 辺野古移設 因難に
13	これらの健康問題を抱えた出前対面型相談	14 管民主代表 再選 / 小沢氏に大差
16	県知事への政策要求書手交式	20 イチロー200安打10年達成
18	県労連第2回定期大会	24 中国人船長を釈放 / 尖閣諸島突入
28	沖縄バス労第55回定期大会	28 ショウウクン氏 後継に / 北朝鮮 指導部入り 3代目

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)			消費者物価指数 H17=100				
	一般労働者		パートタイム労働者				有効		就職件数		那霸市	全国		
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率					
平成 11年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人						
12年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0		
13年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2		
14年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5		
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6		
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3		
17年	32,892	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3		
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0		
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3		
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3		
21年	32,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7		
10月	31,916	283,402	12,133	105,271	47	7.1	35,159	10,202	0.29	2,174	101.5	100.0		
11月	31,845	286,137	12,220	103,615	50	7.5	33,964	9,614	0.28	1,867	101.2	99.8		
12月	31,809	283,612	12,275	107,661	45	6.8	32,292	8,792	0.27	1,743	101.0	99.6		
22年 1月	31,767	277,680	12,120	109,368	48	7.1	32,956	9,537	0.29	1,775	101.2	99.4		
2月	31,713	278,342	12,114	109,399	54	8.1	34,667	10,978	0.32	1,861	100.8	99.3		
3月	31,566	274,569	12,055	108,215	53	8.0	38,319	12,823	0.33	2,772	101.1	99.6		
4月	32,039	279,056	12,071	109,633	54	8.0	40,530	12,231	0.30	2,538	100.4	99.6		
5月	32,047	276,774	12,116	111,457	53	7.9	39,920	11,002	0.28	2,005	100.4	99.7		
6月	31,982	277,003	12,214	111,203	45	6.7	39,201	11,216	0.29	2,240	100.3	99.7		
7月	31,929	280,688	12,412	112,691	44	6.5	38,053	11,376	0.30	2,086	100.1	99.2		
8月	31,887	278,243	12,369	115,182	53	7.8	36,814	11,347	0.31	1,790	100.5	99.5		
9月	31,901	275,518	12,401	115,564	54	8.0	37,039	12,481	0.34	2,050	100.7	99.8		

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成 11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2						